

# 一般貸切旅客自動車運送事業における乗合旅客運送約款

## 第1章 総則

### (適用範囲)

- 第1条 当社の経営する一般貸切旅客自動車運送事業における乗合旅客運送に関する運送約款は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般慣習によります。
- 2 当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

### (係員の指示)

- 第2条 旅客は、当社の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

## 第2章 旅客運送

### 第1節 運送の引受け

#### (運送の引受け)

- 第3条 当社は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引受けます。

#### (運送の引受け及び継続の拒絶)

- 第4条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。
- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき
  - (2) 当該運送に適する設備がないとき
  - (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき
  - (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
  - (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
  - (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業等運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき
  - (7) 旅客が旅客自動車運送事業等運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき
  - (8) 旅客が第14条第4項又は第5項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき
  - (9) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者、監護者に伴われていない小児等であって、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき
  - (10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき
  - (11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院を必要とするものに限る。)の患者(これらの患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見のある者であるとき

#### (運送の制限等)

- 第5条 当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、停止若しくは乗車する自動車の指定、乗車区間の制限をすることがあります。

- 2 当社は、前項の規定による停止又は指定をする場合には、あらかじめその旨を関係の営業所その他の事業所（以下営業所と言う）及び主たる停留所に掲示します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

## 第2節 運賃

（運賃）

第6条 当社が旅客から収受する運賃は、乗車時において国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出て実施しているものによります。

- 2 前項の運賃は、関係の営業所等に掲示します。

（小児の無運賃運送）

第7条 当社は、旅客（6才未満の小児を除く）が同伴する1才以上6才未満の小児については旅客1人につき1人を無賃とし、1才未満の小児については無賃とします。

（運賃の引渡し及び回収）

第8条 旅客は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに当社の係員に引渡し、又はその回収に応じなければなりません。

- （1）運送が終了したとき
- （2）旅客の都合により途中下車したとき
- （3）第4条第1項第4号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号又は第11号の規定により、運送の継続を拒絶されたとき

## 第3節 旅客の特殊取扱い

（割増運賃等）

第9条 当社は、旅客が次の各号の一に該当するときは、その旅客から、運賃並びにこれと同額の割増運賃を申し受けます。

- （1）当社の係員が前条第1項各号の規定により運賃の引渡しを求めた場合にこれを拒んだとき
- （2）所定の運賃を支払わないで乗車したとき

（運行中止の場合の取扱い）

第10条 当社は、当社の自動車が運行を中止したときは、その自動車で乗車している旅客に対して、前途の区間を乗車することができる証票の発行をします。

第11条 当社は、当社の自動車が運行を中止したため、旅客が乗車できなくなったときは、その請求により、運行中止の期間内において、既に収受した運賃の払戻しを致します。

（運賃の払戻し場所等）

第12条 当社は、本節の規定による運賃の払戻しを車内及び営業所等において行います。ただし、関係の営業所等に提示して払戻しをする場所を指定したときは、この限りではありません。

## 第4節 手回品

（無料手回品）

第13条 旅客は、自己の身の回り品のほか、次の各号に掲げる制限以内の手回品（旅

客の携行する物品で引渡しを受けないものをいう、以下同じ)を無料で車内に持ち込むことができます。

- (1) 総重量10キログラム
- (2) 総容積0.27立方メートル(0.3メートル立方)
- (3) 長さ1メートル

(手回品の持込み制限)

第14条 旅客は、前条の規定にかかわらず、第4条第1項第7号の物品を車内に持ち込むことができません。

2 旅客は前条に規定された制限を超える物品を車内に持ち込むことができません。

3 当社は、旅客の手回品の中に第1項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対して手回品の内容の明示を求めることがあります。

4 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、前条の規定にかかわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

5 当社は、旅客が第3項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、前条の規定にかかわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

### 第3章 責任

(旅客に関する責任)

第15条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限りません。

第16条 当社は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(手回品等に関する責任)

第17条 当社は、その運送に関し、旅客の手回品及び着衣、メガネ、時計その他の身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。但し、当社又は当社の係員がその滅失又はき損について過失があったときはこの限りではありません。

(旅客の責任)

第18条 当社は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくは運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。